

食文化伝承推進事業 『京丹後市食生活改善推進員講師派遣』要項

1. 目的

市民の食育の認識を高めることや、京丹後に伝わる食文化を伝承していくため、「京丹後百寿人生のレシピ」を活用し、小学校、中学校の児童・生徒を対象に、郷土食調理指導を行うため、丹後市食生活改善推進員を派遣する。

2. 実施期間

令和6年9月30日（月）～令和7年1月31日（金）

3. 対象者

京丹後市内の小学校、中学校の児童・生徒（原則1学校1学年とする）

4. 内容

京丹後市食生活改善推進員が学校に出向き、小学校、中学校の児童・生徒を対象に「京丹後百寿人生のレシピ」を用いた調理指導をする。実施回数は25回とする。

5. 申込み方法

①電話申し込み

期 間：令和6年4月1日～7月31日（電話番号：0772-69-0350）

※申し込み受け付けは先着順とするが、早期に事業枠がうまってしまった場合は調整をおこないません。

（日時が未定でも事業実施が決定しましたら、期間内にお早めに申し込みください）

②依頼書提出

提出書類：『京丹後市食生活改善推進員講師派遣 依頼書』（様式1）

提出期限：事業実施の1ヶ月前まで

提 出 先：京丹後市健康推進課

6. 実施報告

提出書類：『京丹後市食生活改善推進員講師派遣 報告書』（様式2）

提出期限：事業終了後、実施した月の月末まで

提 出 先：京丹後市健康推進課

7. 講師謝金

調理指導を実施するにあたり、京丹後市が京丹後市食生活改善推進員協議会に、市規定の謝金を支払う。

8. その他

食材料費など事業に必要な経費（食生活改善推進員分も含む）は依頼校で負担する。
また、食材や調味料、調理器具等は依頼校で準備する。